

安全データシート (SDS)

1 ■ 製品および会社情報

- 1.1 製品名
御刀油
- 1.2 推奨用途および使用上の制限
刀剣の手入れ、および錆止め用のみ。薬事、家庭用その他の用途には用いない。
- 1.3 会社名
有限会社 濃州堂
岐阜県関市山王通 1-11-14
電話番号 0575-22-2397
FAX 番号 0575-22-2383

2 ■ 危険有害性の要約

2.1 GHS 分類

物理化学的危険性	火薬類	分類できない
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	分類対象外
	有機過氧化物	分類できない
	金属腐食性物質	分類できない
人健康有害性	急性毒性 (経口)	区分外
	急性毒性 (経皮)	区分外
	急性毒性 (吸入: 気体)	分類対象外
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない
	急性毒性 (吸入: 粉じん)	分類対象外
	急性毒性 (吸入: ミスト)	区分 4
	皮膚腐食性・刺激性	区分 3
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2 B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分 2
	発がん性	区分 1 A
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分 2 (肺)
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分 1 (肺、皮膚)
	吸引力呼吸器有害性	区分 1
環境有害性	水生環境急性有害性	分類できない
	水生環境慢性有害性	分類できない

2.2 ラベル要素

絵文字またはシンボル



注意喚起語



危険

2.3 危険有害性情報

吸入すると有害（ミスト）
軽度の皮膚刺激
眼刺激。
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
肺の障害のおそれ
長期又は反復ばく露による肺、皮膚の障害
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

2.4 注意書き

【安全対策】

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること
ミスト、蒸気、スプレーを吸入すること
取り扱い後はよく手を洗うこと

【応急措置】

飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断・手当てを受けること
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断・手当てを受けること
皮膚刺激があれば、医師の診断・手当てを受けること
気分が悪い時は、医師の診断・手当てを受けること

【保管】

施錠して保管すること

【応急措置】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること

3 ■ 組成および成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

化学物質

3.2 成分および含有量

化学名又は一般名	鉱油 (Mineral oil)
別名	石油留分の水素化により得られるニュートラル潤滑油用基油 (推定) (Neutral lubricating base oil)
化学式	特定できず
C A S 番号	72623-86-0、72623-87-1 (推定)
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	(9)-1692 (推定)
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし
濃度又は濃度範囲	情報なし

4 ■ 応急措置

4.1 吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
必要に応じて医師の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

速やかに石けんと多量の水で洗浄すること。
刺激が生じた場合には医師の診察を受けること。

4.3 眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗浄する。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には速やかに外すこと。
眼の刺激が持続する場合には眼科医の診察を受けること。

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口をすすぐこと。
吐かせないこと。
医師の診察を受けること。

5 ■ 火災時の措置

- 5.1 消火剤
粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、噴霧水
- 5.2 使ってはならない消火剤
棒状注水
- 5.3 特有の危険有害性
加熱により容器が爆発する恐れがある
火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生する恐れがある
- 5.4 特有の消火方法
危険でなければ火災区域から容器を移動する
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する
火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる
- 5.5 消火を行う者の保護
適切な空気保護器、化学用保護衣を着用する

6 ■ 漏出時の措置

- 6.1 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置
直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する
関係者以外の立ち入りを禁止する
作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止および保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない
風上に留まること
低地から離れること
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する
密閉された場所に立ち入る前に換気する
- 6.2 環境に対する注意事項
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する
環境中に放出してはならない
- 6.3 回収、中和
少量の場合、乾燥土、砂、あるいは不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する
- 6.4 封じ込めおよび浄化の方法及び機材
危険でなければ漏れを止める
漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する
- 6.5 二次災害の防止
全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ
容器内に水を入れてはならない

7 ■ 取り扱い及び保管上の注意

- 7.1 取り扱い上の注意事項

技術的対策	「8. ばく露防止および保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する
局所換気・全体換気	「8. ばく露防止および保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う
安全取扱注意事項	火気注意 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと 接触、吸入又は飲み込まないこと 取り扱い後はよく手を洗うこと 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと
接触回避	「10. 安定性及び反応性」を参照
- 7.2 保管上の注意事項

技術的対策	保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
混触危険物質	「10. 安定性及び反応性」を参照
保管条件	酸化剤から離して保管する 施錠して保管すること
容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる

8 ■ ばく露防止および保護措置

- 8.1 ばく露防止

【管理濃度】

環境濃度	設定されていない	
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	日本産業衛生学会（2005年版） ACGIH（2006年版）	設定されていない TLV-TWA 5mg/m ³ (鉱油ミストとして) TLV-STEL 10mg/m ³ (鉱油ミストとして)

【設備対策】

この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること
取り扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う
空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十便である

8.2 保護措置

呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること
手の保護具	必要に応じて適切な保護手袋を使用すること
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること
衛生対策	取り扱い後はよく手を洗うこと

9 ■ 物理的および化学的性質

9.1 外観等

液体（CAS No. 64741-97-5）、琥珀色の粘ちょう液体（CAS No. 64741-88-4）¹⁾

9.2 臭い

データなし

9.3 pH

データなし

9.4 融点・凝固点

データなし

9.5 沸点、初留点および沸騰範囲

150-600°C（CAS No. 64741-97-5, No. 64741-88-4）（沸騰範囲）¹⁾

9.6 引火点

>124°C（CAS No. 64741-97-5, No. 64741-88-4）¹⁾

9.7 燃焼または爆発範囲の上限・下限

データなし

9.8 蒸気圧

データなし

9.9 比重（密度）

0.84-0.94（water=1）（15°C）（CAS No. 64741-97-5, No. 64741-88-4）¹⁾

9.10 溶解度

データなし

9.11 n-オクタノール／水分配係数

Log-Pow=3.9-6（計算値）（CAS No. 64741-97-5, No. 64741-88-4）¹⁾

9.12 自然発火温度

260-371°C²⁾

9.13 分解温度

データなし

9.14 粘度（粘性率）

データなし

10 ■ 安定性および反応性

10.1 安定性

安定である

10.2 反応性

強酸化剤と反応する

10.3 避けるべき条件

情報なし

10.4 混触危険物質

強酸化剤

10.5 危険有害な分解生成物

一酸化炭素、二酸化炭素

1.1 ■ 有毒性情報

11.1 急性毒性

経口：ラット LD₅₀>5000mg/kg³⁾に基づき区分外とした
経皮：ラット LD₅₀>5000mg/kg³⁾に基づき区分外とした
吸入（蒸気）：データなし
吸入（ミスト）：ラット LD₅₀=2.18mg/L³⁾に基づき区分外とした
吸入すると有害（ミスト）

11.2 皮膚腐食性および皮膚刺激性

ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告³⁾に基づき区分3とした
軽度の皮膚刺激

11.3 眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性

ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告³⁾があることから区分2Bとした
眼刺激

11.4 呼吸器感作性または皮膚感作性

呼吸器感作性：データなし
皮膚感作性：モルモットを用いたOECD Guideline 406に準拠した複数の試験（maximization testを含む）において、いずれも感作性なしとの結果が得られている³⁾ので、区分外とした。

11.5 生殖細胞変異原性

ラットを用いた細胞遺伝学的試験〔染色体異常試験〕（体細胞 in vivo 変異原性試験）における異常細胞の増加³⁾に加え、職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された⁴⁾こと、及び生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がないことに基づき区分2とした。
遺伝性疾患のおそれの疑い

11.6 発がん性

IARCでは、未精製又は軽度処理油Iはグループ1、高度精製油はグループ3に分類⁵⁾され、ACGIHでもほぼ同様の分類がなされている⁶⁾。産衛学会⁷⁾では未精製及び半精製品として第1群に分類されている。本シートでは、高度精製油として、IARCの分類に従い、区分外、未精製油又は低度処理油は区分1Aとした。
発がんのおそれ（区分1A）

11.7 生殖毒性

データなし

11.8 特定標的臓器毒性、単回ばく露

ラットに吸入ばく露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化（詳細不明）が用量依存的（1.51～5.05mg/L）に見られたとの記述³⁾に基づき区分2（肺）とした。
肺の障害のおそれ

11.9 特定標的臓器毒性、反復ばく露

長年にわたり鉱油、あるいはそのミストのばく露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され^{8) 9) 10)}、また疫学調査において切削油の職業ばく露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている⁹⁾ ことに基づき区分1（肺、皮膚）とした。
長期又は反復ばく露による肺、皮膚の障害

11.10 吸引性呼吸器有毒性

ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎又は化学性肺炎をもたらすとの報告^{1) 8) 9) 10)}に基づき区分1とした。
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

1.2 ■ 環境影響情報

12.1 水生環境急性有害性

データ不足のため分類できない

12.2 水生環境慢性有害性

データ不足のため分類できない

1.3 ■ 廃棄上の注意

13.1 残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有毒性を十分告知の上処理を委託する。

13.2 汚染容器・包装の適正な処理方法

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14 ■ 輸送上の注意

14.1 国際規制

海上規制情報 非危険物

航空規制情報 非危険物

14.2 国内規制

陸上規制情報 非該当

海上規制情報 非危険物

航空規制情報 非危険物

14.3 特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

15 ■ 適用法令

15.1 物質または混合物に固有の安全、健康および環境に関する規制/法律

労働安全衛生法：名称等を表示すべき危険有害物（法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9）

名称等を表示すべき危険有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）

リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（法第 57 条の 3）

16 ■ その他の情報

- 参考文献
- 1) I C S C (2001)
 - 2) N F P A (13th, 2002)
 - 3) I U C L I D (2000)
 - 4) I A R C suppl. 7 (1987)
 - 5) I A R C (1987)
 - 6) A C G I H (2006)
 - 7) 産衛学会 (1977)
 - 8) A C G I H (2001)
 - 9) I A R C 33 (1984)
 - 10) E H C 20 (1982)

災害事例 情報なし

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報データに基づいて作成されていますが、すべての情報を網羅しているわけではありません。また新しい知見により改定されることがあります。また、SDS 中の注意事項は通常の取り扱いを対象にしたものですので、特殊な取り扱いをされる場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用してください。

また、本 SDS の記載内容は情報提供を目的としており、その内容を保証するものではありません。